

平成 2 1 年度 第 4 回

# 府中市都市計画審議会議事録

平成 2 2 年 1 月 1 2 日開催

## 府中市都市計画審議会

### 議 事 日 程

平成 2 2 年 1 月 1 2 日 ( 火 ) 午前 1 0 時

府中市役所北庁舎第 1 ・ 2 会議室

- 日程第 1 第 1 号議案 府中都市計画用途地域の変更に伴う市の意見
- 日程第 2 第 2 号議案 府中都市計画高度地区の変更
- 日程第 3 第 3 号議案 府中都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- 日程第 4 第 4 号議案 府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の決定
- 日程第 5 第 5 号議案 府中市都市計画に関する基本的な方針の改定について
- 日程第 6 第 6 号議案 府中都市計画生産緑地地区の変更
- 日程第 7 その他

午前 10 時 00 分開会

【青木計画課長】 おはようございます。それでは定刻でございますので、ただいまから府中市都市計画審議会を開会していただきたいと存じます。

開会に先立ちまして、都市整備部長の久保よりごあいさつ申し上げます。部長、よろしく願いいたします。

【久保都市整備部長】 おはようございます。本日は大変お忙しい、そして寒さ厳しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、年が明けまして最初の審議会でございます。昨年は大変お世話になりました。本年も引き続き、貴重なご意見、ご指導をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の案件は、審議事項といたしまして、調布基地跡地内の多磨駅東地区に関連します地域地区の変更が3件、同地区の地区計画の決定が1件、続きまして、府中市都市計画に関する基本的な方針の改定、最後に生産緑地地区の変更、以上の6件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【青木計画課長】 それでは、会長、よろしく願いいたします。

【議長】 皆さん、明けましておめでとうでございます。今年も引き続き、よろしく願いいたします。

これから都市計画審議会を開催いたします。どうかよろしく願いします。

それでは、会議の可否でございますが、全員ご出席でございます

すので、本日の会議は有効でございます。

次に、本日の会議の議事録の署名人について決めたいと思いますが、府中市都市計画審議会運営規則第13条第2項に、議事録には議長及び議長が指名する委員が署名するものと規定されておりますので、私からご指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、本日の議事録の署名人につきましては、議席番号6番の 委員、議席番号7番の 委員、お二方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは早速、議案の説明に入りたいと思います。第1号議案から第4号議案までは関連案件ということでございますので、一括して説明をお願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、ただいま議題となりました第1号議案から第4号議案につきまして、概要をご説明いたします。第1号議案から第4号議案は、すべて多磨駅の東側にございます調布基地跡地都市整備用地に関する案件でございます。

初めに、第1号議案、府中都市計画用途地域の変更に伴う市の意見につきまして、ご説明いたします。

本件は、東京都が決定する用途地域等の変更に伴う市の意見について、ご審議いただくものでございます。

変更の概要をご説明します。資料5ページの計画図をご覧ください。変更の主な内容といたしましては、縦線で示しております約4ヘクタールの区域を、第一種住居地域から近隣商業地域、建

ぺい率60パーセントから80パーセント、容積率200パーセントから300パーセントに変更するものでございます。

都市計画案を11月30日から12月14日までの2週間、府中市と東京都において縦覧し、意見書の提出を求めましたところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

府中都市計画用途地域の変更についての本市の意見としましては、都市計画案のとおりで異議なしとして、東京都に回答いたしたく、お諮りするものでございます。

第2号議案から第4号議案は、市決定案件でございます。また、各々について11月20日付で東京都知事の同意を得ております。

第2号議案、府中都市計画高度地区の変更でございますが、同様に、約4ヘクタールを用途地域の変更に伴い、第二種高度地区から第三種高度地区に変更するものでございます。

第3号議案、府中都市計画防火地域及び準防火地域の変更でございますが、高度地区と同様、約4ヘクタールを準防火地域から防火地域に変更するものです。

第4号議案、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の決定でございます。議案書の7ページをご覧ください。図面は上が北となっております。図面の太い実線で囲まれた部分、約7.1ヘクタールが地区計画の範囲でございます。

主な内容でございますが、当該地区を区分し、土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針を定めます。また、三つの地区において地区整備計画を定めます。

なお、第2号議案から第4号議案についても、用途地域と同時に、11月30日から12月14日に計画案を縦覧したところ、

縦覧者は4名、意見書の提出はございませんでした。

詳細につきましては、担当主査からご説明いたします。

【議長】 はい、お願いします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、ご説明いたします。

第4号議案の資料1ページをご覧ください。地区計画の内容についてご説明します。

名称は「多磨駅東地区地区計画」、位置は、府中市朝日町二丁目、朝日町三丁目及び紅葉丘三丁目各地内、面積は約7.1ヘクタールです。

地区計画の目標としましては、本地区は、府中市東部の西武多摩川線多磨駅東の周辺市街地であり、大規模公園及び大学が近接する良好な市街地環境を有しており、多磨駅前を中心とした既存の商業・サービス機能に加え、それらと隣接する位置で、業務・商業及び居住機能等を導入することにより、多様な都市機能による、活力とにぎわいのある地域拠点の形成を図ることとし、大規模公園及び大学との景観に調和し、緑豊かで環境に配慮した都市空間を創出するとともに、多磨駅周辺の回遊性向上に資する快適な歩行者空間の形成を目標とします。

続きまして、区域の整備、開発及び保全に関する方針です。

土地利用の方針では、多様な都市機能による活力とにぎわいのある地域拠点の形成に向けて、本地区を二つのゾーンと二つのエリア、三つの地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を定めることとします。

7ページをご覧ください。ページの右側の凡例でお示ししておりますが、西武線から朝日町通りまでの白抜きの区域を「駅前商業

ゾーン」とします。斜め線、又は縦線で示しております都市整備用地の区域を「大規模土地利用ゾーン」とし、さらに地区を「業務・商業地区」、「近隣商業・住宅調和地区」、「沿道地区」に区分します。

「駅前商業ゾーン」は、都市整備用地の新たなにぎわいの連続性を形成し、既存の業務や商業などの機能の維持・充実を図ります。なお、当該ゾーンは土地利用の方針のみとします。

「業務・商業地区」は、にぎわいの創出と、緑あふれる周辺環境と調和した業務・商業地の形成を図ります。

「近隣商業・住宅調和地区」は、国家公務員宿舎と調和した複合市街地の形成を図ります。

「沿道地区」は、国家公務員宿舎と小規模店舗の誘導を図り、緑の連続性に配慮した空間を創出します。

2ページをご覧ください。次に、地区施設の整備の方針についてご説明します。

地区施設の整備の方針としましては、周辺環境に配慮した良好な景観形成に向けて、緩衝空間となる豊かな緑地帯、歩行者空間のネットワーク形成を目指して、環境緑地及び歩道状空地の適切な整備を図ることといたします。

建築物等の整備の方針としては、多様な都市機能による活力とにぎわいのある地域拠点の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩、その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限及び建築物の緑化率の最低限度を定めることとします。

次に、地区整備計画についてご説明します。8ページをご覧ください。凡例のとおり、大きな黒丸で示す部分が環境緑地1で、3メートル以上とします。小さな黒丸の環境緑地2は1メートル以上とします。点線が歩道状空地で、3メートル以上とします。

次に、3ページをご覧ください。建築物等の用途の制限ですが、「業務・商業地区」の用途の制限は、次の各号に掲げる建築物は建築してはならないこととします。

- 1 住宅（長屋を含む）
- 2 兼用住宅
- 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿
- 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 5 自動車教習所
- 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、  
場外券売場その他これらに類するもの
- 7 ガソリンスタンド
- 8 液化石油ガススタンド

です。

「近隣商業・住宅調和地区」は、「業務・商業地区」の建築物の用途の制限から、1の住宅と2の兼用住宅、3の共同住宅、寄宿舍又は下宿を削除します。

「沿道地区」は、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならないこととします。

- 1 共同住宅
- 2 事務所
- 3 店舗又は飲食店その他これらに類する用途に供するものの



うち、建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの  
4 前各号の建築物に付属するもの

建築物の敷地面積の最低限度は、「業務・商業地区」は20,000平方メートル、「近隣商業・住宅調和地区」は5,000平方メートル、「沿道地区」は1,000平方メートルとします。

次に、7ページをご覧ください。壁面の位置の制限は、建物の壁面を道路境界、又は隣地境界から、凡例のとおり後退することとします。大きな点線の壁面線は10メートル以上、小さな点線の壁面線は1メートル以上、そのほかの隣地境界からは0.5メートル以上後退することとします。

次に、資料4ページをご覧ください。壁面後退区域における工作物の設置の制限は、歩道状空地や環境緑地の区域には、門や塀などの工作物を設置しないこととします。

建築物の高さの最高限度は、「業務・商業地区」及び「近隣商業・住宅調和地区」は25メートル、沿道地区は15メートルとします。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限では、建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、府中市景観計画の色彩基準に適合したものとしします。屋外広告物を設置する場合には、周囲の景観と調和するよう、色彩、形態及び配置場所に留意したものとしします。

垣又はさくの構造の制限は、生け垣又は透過性のあるフェンスとします。

建築物の緑化率の最低限度は、「沿道地区」以外の地区について

定め、10分の1.5とします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 ただいま第1号議案から第4号議案まで一括で説明がありました。審議に入りたいと思います。まず4件まとめてご質問等をお聞きし、最後に第1号議案から採決という順序で進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問等ございましたら、お願いします。はい、委員。

【委員】 ご説明をいただきまして、ありがとうございます。

お聞きしたいことがあります。第4号議案の1ページのところに、土地利用の方針が記載されております。その中の「大規模土地利用ゾーン」に、国家公務員宿舎と調和した複合市街地の形成を図るという文言があります。沿道エリアも同様なのですが、今、この国家公務員宿舎の計画に関して、国、財務省の動向で、いろいろ見直し等が図られている状況です。それに関し、当局もご存じだとは思いますが、今回の議案に載っている状態と、今現在、この宿舎の計画が凍結ということを考え、仮にこの計画が廃止されてしまうという状況も、想定もしないといけないと思っています。その点について、どのようにお考えなのかを、お聞きしたいと思います。

【議長】 それでは、ただいまご質問がありました件につきまして、回答をお願いします。

【澁谷政策課主幹】 国家公務員宿舎の関係ですが、昨年11月の事業仕分けの中で、国家公務員宿舎につきましては、速やかに関係省庁間において検討を行い、その検討結果を踏まえて、どう

するかを考えるべきだというお話がありました。その検討結果が出るまで、国家公務員宿舎の部分につきましては凍結というお話で、こちらの都市整備用地に進出、移転する予定であった国家公務員宿舎も今現在凍結という形になってございます。

今後ですが、速やかに関係省庁間で検討を行いまして、その検討結果が出るものと考えております。平成22年度予算につきましては、国家公務員宿舎の予算はついてございませんが、平成23年度予算に間に合うような形で国家公務員宿舎の検討結果を出したいというお話もございますので、速やかに検討結果は出るものと考えています。

私どもとしましては、国家公務員宿舎が来ないということではなく、あくまでも、現在、凍結ということで、国家公務員宿舎は来るものと考えているところでございます。

以上です。

【議長】 よろしいですか。しばらくの間、凍結ということですか。  
はい、委員、どうぞ。

【委員】 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

そういう前提で、お考えでいらっしゃるということは、今の答弁でわかりました。将来的にどのような結果になるかというのは、平成23年度の予算ということにもかかわるので、まだ決定したわけではない。ただ前提として、この地区計画の決定を今回、提案されていらっしゃるのですが、その後、結果がはっきりした段階で、仮にこの計画が廃止になったときのさまざまな手続は、速やかに行われることができるのかどうかを確認させていただきたいと思います。

それと、今回、凍結であり、計画がなくなったわけではないというお答えをいただきましたが、具体的にどなたが、どの方にそれをお聞きしたのか、もしわかれば、教えていただければと思います。

以上です。二つお願いします。

【議長】 ただいまのご質問について、お答えをお願いします。

【澁谷政策課主幹】 こちらの都市整備用地につきましては、市議会で基地跡地利用計画をご承認いただいております。したがって、仮に、国家公務員宿舎が来ないという場合は、基地跡地利用計画の変更という形になるかと思っておりますので、再度、議会にお諮りしたいと考えております。

次に、宿舎計画の凍結について、どなたが説明に来られたかということですが、財務省関東財務局の次長職の方が政策総務部長の所にいらっしやいまして、この関係についての説明をいただいております。

以上です。

【議長】 そのようなことでよろしいでしょうか。

【委員】 はい、ありがとうございます。

【議長】 ほかにご質問がありましたら、どうぞ。 委員。

【委員】 今の 委員の話の関連になりますけれど、もともとこの用地については、市としては商業施設、あるいは企業を誘致し、税収に寄与していきたいという強い意向があり、議会としても、もともとここを住宅以外の土地利用という意向がある中で、国との関係で国家公務員宿舎を含めた基地跡地利用計画になったという前提があります。それを前提でお尋ねしますが、本来でし

たら、もし国家公務員宿舎が来なければ、ここはL字型ではなく、例えば一体的な土地で企業誘致をしたほうが税収の増加や、企業の利用価値もあがるのではないかと思います。国では、今のL字型の部分の売却の予定をどう考えているのかをお尋ねします。

もう一つは、今、委員に対する答弁でわかったのですが、国家公務員宿舎が来なかった場合、この地区計画は、国家公務員宿舎というものが書いてあるわけではないので、ここをマンションの用途として売るということもあるかと思えます。そのときに心配されるのが、公務員宿舎は単身だからいいのですが、マンションに世帯での入居があると、学校や保育所などの新たな需要が出てきます。この計画は国との関係で、例えばペンディングになった後、国家公務員宿舎以外のもので、住宅などは建たない計画なのか。審議での話ではなく、もともと利用計画では、公務員宿舎と書いてありますが、地区計画では書いてあるわけではないので、例えば国がここについてはマンション業者に売るということにした場合、市との関係でそのようなことが法的にあり得るかどうか。また、公務員宿舎が来ない場合、改めて協議みたいな形の担保があるのかどうか、お尋ねします。

【議長】 そのような仮定のご質問ですが、よろしくお願ひします。

【澁谷政策課主幹】 1点目の「業務・商業ゾーン」の売却の関係ですが、こちらにつきましては、用途地域の変更、地区計画が定まり次第、売却の手続を進めていきたいというように伺っております。

以上です。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 国家公務員宿舎の関係で、法的な担保はとれるのかというご質問ですが、地区計画の方針の中に国家公務員宿舎というものは入れてございますが、実態的な規制部分については国家公務員宿舎は記載されてございません。本件につきましては、調布基地跡地利用計画を上位計画としておりますので、これまで議会とも相談させていただきながら策定させていただいております。もし、今後そういった変更が行われる場合は、府中市議会ともご相談させていただきたいと考えています。

以上です。

【議長】 そういう場合にはですね。

はい、 委員、どうぞ。

【委員】 国としては、残りの土地については、できるだけ売却していきたいという方針であることはわかりました。

もう一つは、市議会と相談するという話ではなく、ここの用途だけならばマンションが建ちますが、市議会が何を言おうと、国が公務員宿舎をやめてマンションを前提に売ることができるのかどうか。また、そのようにならない手だてはあるのかどうかということを知りたいのです。議会と話して決めたとしても、土地自体は国が所有しているわけですので、その辺はいかがなのでしょう。

【議長】 国の権限でそのようにできるのかどうかというところに、この質問のポイントがあると思います。

【青木計画課長】 今回の地区計画の中で、規制の部分では、国家公務員住宅としての利用ということは書いてございません。こ

ここに住宅が建つかどうかということであれば、住宅を建てることは可能だと考えております。

以上です。

【議長】 はい、 委員。

【委員】 市議会としては、ここは住宅ということではなく、全体的に商業としての利用が望ましいと考えています。この土地で、公務員宿舎を断念することになるならば、一体的な形で企業進出や、業務・商業系の土地利用にしたほうが、市にとっても大きなプラスであり、世帯住宅を持ってきて、学校や保育園という新たな行政需要をつくるよりは、好ましいというのが議会全体の意向だと思います。ですから、国家公務員宿舎ができることを前提として、この都市計画審議会では話をしていますが、国家公務員宿舎をつくるのが無理な場合は、新たな形で国との約束等をされないとならないのではないのでしょうか。今、決めたはいいけれど、国の状況で事業仕分けをして、マンション業者などに売るという形になると、本来の市や議会の意向とは異なってきてしまいます。国に対して明確に話をして、何らかの形での担保というか、約束をされたらいかかと思うのですが、その辺はいかがですか。

【議長】 今のご質問は大変大事な問題だと思います。

【青木計画課長】 今までこの土地利用計画を作成するに当たり、国との信頼関係の中で協議をしてきた経過がございます。国がもしつくらないという場合になっても、ここの土地利用については信頼関係の中で、国との約束を進めていきたいと思っています。

以上です。

【議長】 はい。

【久保都市整備部長】 この地区の土地利用の考えにつきましては、委員が将来のことを懸念しているとおり、私も思っています。本来であれば、公務員宿舎を除いた整形の一つの土地として、業務、あるいは商業などを立地誘導していくのが府中市の理念でした。ただ、そこに公務員宿舎が来るということで基地跡地利用計画が見直され、それに合う都市計画を定めてきました。ですから、今後、国家公務員宿舎の凍結が解けて動き出せばいいのですが、それがなくなるということであれば、やはり市としても、国と、当初の市の理念に基づいて協議をしていく必要があるものと考えます。その折には、やはり新しい基地跡地利用計画に基づいた、ふさわしい都市計画を再構築することが大事だと思います。

ただ、この凍結の中で協議をやるということは、都市計画を損得ではいけないかもしれませんが、やはりこのまま事業仕分けなどで国が手離してしまうということになれば、すべて現行の都市計画の中で運用されるわけですので、すごく大きなマンションが立地することも可能になってしまいます。今の段階においては、ここまで詰めてきた理念に基づいて都市計画を決めるのが最善であり、その後、変わるとすれば、その際に新たな理念をもって協議をし、都市計画を変更していくということが今の段階では重要だと思っています。

以上です。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 議事録にも載ることでしょうから、本来でしたらもう少し待ち、国の方針が決まってから全部行ったほうが活用の方法はあるのですが、国がそのような形で既に予算化していると



いう話になってしまうと、なかなか難しいと思います。

【議長】 府中市では住宅が現在18パーセントぐらい供給過剰だということですので、空いているところが他にもあるだろうと思うのです。これからどういう展開になるかはわかりませんが、私が知り得たところでは、現在そのように住宅が供給過剰になっているということです。将来はわかりませんが、そのようなこともご参考にさせていただけたらと思います。

これについては、時間が少しありますので、もし国で方針が変わった場合にどうなるかということは、もう少し詰めて、次回の審議会までに一つの柱みたいなものを提示できるようにしていただいたらいかがでしょうか。

【久保都市整備部長】 本日のこの都市計画審議会に付議しましたものは、都市計画法の手續に沿って進めておりますので、この会におきまして採決いただきたいと思えます。

また、その中でも第1号議案の用途地域の見直しは、東京都が決定する都市計画でございまして、都から、市の意見を求められているものに対して、府中市としては原案どおりに行うと回答したいというところまで来ておりますので、現段階においては、ここで裁決していただきたいというのが事務局の考えでございます。

また、今後いろいろな動向の変化があれば、本都市計画審議会にも、逐次、ご報告、方針なりをお示ししていきたい、このように考えております。

【議長】 ほかに。はい、 委員。

【委員】 よくわからないのですが、第1号議案だけはということなのですか。それとも、4議案とも決定しなければだめだとい

うことなのですか。第2号議案以降の議案については、今回、いいのではないですか。具体的なスケジュールに、どういう制限があるのかを教えてください。

【議長】 はい、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 今回、審議会にご審議をお願いしているのは、第1号議案から第4号議案まででございますが、第1号議案から第4号議案までが、都市計画として一体のものでございます。

また、今後のスケジュールで、国の大きな動きで土地利用計画を変えなければいけないというお話になった場合には、市として国と、都市計画の変更も含めてご協議させていただきたいと考えています。

以上です。

【久保都市整備部長】 私の方から、都市計画の整理をさせていただきます。

都市計画にはいろいろな種類がございますして、都道府県が決定する都市計画と市町村が決定する都市計画とがあります。このうち、日程第1から第4まで、当該地区に係る都市計画がございますが、日程第1の第1号議案、用途地域の変更は東京都が決定する都市計画です。東京都が決定するに当たりまして、当該市に、意見はございませんかという照会が来ます。今回、その照会について、府中市としては異議ありませんという意見回答をすべく、審議会にお諮りをしております。

次の日程第2号議案から第4号議案までの3つの議案につきましては、府中市が決定する都市計画でございます。先ほど担当か

ら説明をいたしました。本審議会にかけるときは、東京都と事務レベルで協議をしまして、これらの市が決める案については、東京都には同意をいただいております。

これらは、決定権者は違うのですが、都市計画をしていく上で、第1号議案から第3号議案までは一つの都市計画の組み合わせになっております。この第4号議案は、この枠組みに、よりきめ細かいルールを決めるために地区計画というルールの上乗せをしているという状況です。

今後の日程ですが、府中市から異議なしという意見が回答されれば、東京都としては2月に開催が予定されています東京都都市計画審議会に変更案という形で審議され、府中市の審議会と同様に、このような議論が交わされ、その後都市計画の決定というようになっております。

【委員】 要するに聞きたいのは、そのスケジュールは、まだ待てるものか、それとも必ず、次回のその東京都都市計画審議会にかけなければならないものなのか。待てるのであれば、もう1回ぐらい待ってもらったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

【議長】 はい、そのあたりをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 本案件につきましては、都市計画上の手続という側面でお答えいたしますと、基地跡地利用計画に基づいて法手続を粛々ととってきたものでございます。今回の審議会で決定のためのご審議をいただいているという状況と考えております。

以上です。

【議長】 わかりますか、よろしいですか。

他には。はい、 委員。

【委員】 この議案の取り扱い等を含めまして、意見として申しあげたいと思います。今回の審議については、事業仕分けの影響を受けて、いろいろ地方自治体にさまざまな影響が出てきている、その端的な例ではないかなと思います。事業仕分け自体を外観して思いますには、いい面もありますが、荒いという印象もあります。

また、平成22年度予算の概要の流れを見ますと、事業仕分けでは相当指摘された事項が、そっくりそのまま形を変えたりして、戻るといったケースも多々見られます。

そういうことからいいますと、今日まで、議会もそうですし、今までこの地域における活力、にぎわい、活性化等を含めまして議論してきたことにより、この地点に至っているわけですから、私は先ほど都市整備部長が答弁された方向性で、今日の審議会ではこの案は了承としまして、進められるのがいいのではないかなと思います。

特に、この地域につきまして、商業施設の大規模な誘致という議論も、議会でも随分いたしました。そういう過程の中で公務員宿舎の話が出てまいりまして、府中市当局と、議会の意思も相当強く働きかけたことによって、国家公務員宿舎を当初1,000戸の予定を縮小、あるいは市内のほかの地域を含めまして分散させたという経過がありますので、今日までとってきた方向は、大枠、間違っていないと思います。

そのことから、今後の動向は十分見きわめていかなければい

けないと思いますが、先ほどの事務当局の方向性の考え方どおり、進めていかれるのがいいのではないかと思います。ですから、この案につきましては、今、提示されている内容で賛成すべきではないかと考えます。

以上です。

【議長】 大変貴重なご意見、ありがとうございます。

ほかには。はい、 委員。

【委員】 私も、法手続ですから、法に基づいて粛々と進めていくべきだと思います。ただ、先ほどの説明の中で気にかかったことを、計画論的な意味で3点お聞きしたいのですが、上位計画という表現で「基地跡地利用計画」という表現をしましたが、この規制力もある都市計画の上位計画の中で、国家公務員宿舎という細かいところまで決まっているのかどうかということが1点。2点目として、その上位計画とは、何らかの市民社会に対しての規制力のあるものなのかどうか。3点目として、都市計画の上位計画であれば、一般市民の意見聴取なり市民参加というのはどういう形でとられたのか。その3点について教えていただければと思います。

【議長】 3点のご質問です。お答えをお願いします。

【澁谷政策課主幹】 基地跡地の利用計画の関係ですが、まず国家公務員宿舎という記述があるかどうかですが、住宅ゾーン、または沿道住宅ゾーンという形で表記しており、国家公務員宿舎の記述はございません。

2点目の利用計画の規制力につきましては、まず、平成15年に、国の基地跡地利用に係る「原則留保し、非常時に利用する」

という方針が転換され、原則これを利用しようという話になりました。

この方針転換に伴い、地元自治体は、国から、5年以内に土地利用計画を策定し、提出するよう求められることになりました。

本市でも、平成20年に、市議会と相談したうえで、利用計画を策定し、提出をしたところですが、このような性格のもので、利用計画が何らかの規制力を持っているかということ、特に持ってありません。

なお、一般市民の参加ですが、こちらの都市整備用地につきましては、東京都と府中市と国の三者の協議によって利用計画を作成してございます。その関係もございまして、この利用計画については、一般市民の参加、意見等は特に聴取していることはありません。

以上です。

【委員】 住宅ということが抽象的に定まっているということですね。この国家公務員宿舎ということまでの記述はなくて、住宅ゾーンとして定まっているという理解でよろしいわけですね。

【澁谷政策課主幹】 そのとおりでございます。

【議長】 よろしいですか。

【委員】 はい、わかりました。

【議長】 ほかにございませんか。はい、委員。

【委員】 平成22年度において、国は公務員住宅の凍結ということになっているようですが、この問題につきましては、いずれ関係省庁と打ち合わせの上、何か方向が決まってくると思いますので、今日のご提案の第1号議案から第4号議案については、東

京都、市の関係もございましょうから採決するとして、公務員住宅の凍結問題については、その話が明確になった段階で報告をしていただきたいと、附帯意見を申します。

【議長】 結構なご意見でございますね。

ほかにはございませんか。

なければ、一つ一つ採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、第1号議案、府中都市計画用途地域の変更に伴う市の意見については、議案のとおり決定することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、次に第2号議案、府中都市計画高度地区の変更について、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、議案どおりに決することといたします。ありがとうございます。

次に、第3号議案、府中都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 それでは、異議なしということでございますので、議案のとおり決することにいたします。

最後になりますが、第4号議案、府中都市計画地区計画多磨駅東地区地区計画の決定について、議案どおりで異議ございません

でしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 異議なしということですので、議案のとおり決することといたします。どうもありがとうございます。

次に移りたいと思いますが、日程第5、第5号議案、府中市都市計画に関する基本的な方針の改定についてを議題といたします。その議案について説明を、よろしく申し上げます。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、日程第5、府中市都市計画に関する基本的な方針の改定について、ご説明いたします。

本市では、平成14年から府中市都市計画に関する基本的な方針を定めております。本方針のさらなる拡充を図るため、平成18年度から市民参加により新たに地域別まちづくり方針を策定するための検討を進め、検討の結果を踏まえ、地域別まちづくり方針を追加するとともに、総合計画後期基本計画及び各個別計画との整合を図り、全体の案の作成を行いました。これまでに本審議会には、準備段階から経過など、その都度、ご報告させていただいております。今回は、新たに地域別まちづくり方針を作成し、既にある全体構想の修正を含め、都市計画に関する基本的な方針を改定する上でご審議いただくものです。

詳細につきましては、担当主査からご説明いたします。

【議長】 お願いします。

【浅野地域まちづくり担当主査】 それでは、まずこれまでの経過についてご説明します。

本市では、都市計画法第18条の2に基づき、平成14年度に



府中市都市計画に関する基本的な方針の全体構想を策定しました。その後、平成18年度から市民参加により、市民の日常生活圏を踏まえ、市内を八つの地域に分けて、それぞれの地域のまちづくりについて検討を行い、市民協働により地域別まちづくり方針の市民案を作成しました。これを原案とし、庁内の検討組織により検討を行い、府中市都市計画に関する基本的な方針の地域別まちづくり方針の案を策定いたしました。

地域別まちづくり方針を作成する中で、全体構想についても整合を図る必要があることから、修正を行い、都市計画に関する基本的な方針（案）を本日の資料として事前にお配りさせていただきました。

以上が経過でございます。

次に、内容についてご説明します。資料1ページをご覧ください。

の都市計画マスタープラン改定の背景について、これまでの経緯や改定の背景について記載しております。都市計画マスタープランが策定された平成14年から、府中市のまちづくりを取り巻く社会経済状況は変化し、第5次府中市総合計画後期基本計画の策定や、市の各個別計画の改定がなされてきました。これらと整合を図るため、時点修正を行うとともに、新たに追加する地域別まちづくり方針とも整合を図りました。

次に、資料2ページをご覧ください。

の計画の位置づけと性格について記載しております。都市計画マスタープランの構成としては、大きく市全体のまちづくりの方向性を示す「まちづくり方針」、市内を八つに分け、身近なまちづくりの方向を示す「地域別まちづくり方針」、これらの方針をど

のように推進していくかの方向を示す「まちづくりの推進に向けて」の3部からなります。今回の改定では、「地域別まちづくり方針」を追加しております。

次に、資料4ページをご覧ください。

では、府中市の特性について示しています。ここでは、平成14年策定当時の人口などのデータを最新のものに修正しています。

次に、資料6ページをご覧ください。

のまちづくりの将来像と目標についてですが、1第5次府中市総合計画における将来像でのまちづくりの基本理念については、まちづくりに当たって、市民が主体で、みんなにやさしく、安心して快適に暮らすことができるよう「人間性の尊重」を基本理念とします。都市像については、新しい世紀の始まりにあって、市民と市が共通して語り合うことができ、目指すべき都市像を「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」と設定します。

7ページをご覧ください。

2まちづくりの将来都市像は、総合計画での考え方を基軸に、将来にわたり市民だれもが緑ゆたかな都市の中で、府中に暮らす喜びを感じるまちづくりを目指し、まちづくりの将来都市像を「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち 緑と歴史と文化を育むまち 府中」とします。

3まちづくりの目標については、将来都市像を実現するため、次の四つの目標を定め、施策を展開します。府中の歴史と文化を感じる個性ゆたかなまちづくり、安心して快適に暮らせる人にやさしいまちづくり、新たな時代を担う元気なまちづくり、みんな

でつくる参加と連携のまちづくり

以上の 6、7 ページは、従来から変更ございません。

次に、8 ページをご覧ください。

4 計画期間と将来人口については、新たに計画期間を、平成 40 年度までの 20 年間とし、社会経済情勢の変化や総合計画の改定等の状況により見直しを行うことで、時代の要請に応じた計画となるよう配慮します。また、将来人口についても新たに推計しております。

次に、資料 9 ページをご覧ください。

まちづくり方針、1 まちの骨格構造の(1)軸の整備方針については、都市環境軸、多摩川リバーフロント軸、崖線軸を軸として位置づけています。これまで都市活動軸としていたものを都市環境軸と変更しました。これは、都市の活動に加えて、環境の側面も重要な要素であると考えたことによります。また、個別計画との調整を行い、表現の修正をしております。

(2)拠点の整備方針については、緑の拠点以外の拠点については変更ございません。緑の拠点については、今まで 3 地区であったものを 10 地区としております。これは、緑の基本計画の改定に合わせたことによります。

次に、資料 13 ページをご覧ください。

2 の土地利用の方針につきましては、従来の八つのゾーンを 10 のゾーンとし、低密度住宅ゾーン、中密度住宅ゾーンについては、従来、低層住宅専用ゾーン、中高層住宅専用ゾーンと表現していたもので、高さについて区分していたものを、建物の密度に観点を置いた名称に変更しております。商業・業務・サ

ービスゾーンについては変更ございません。

近隣商業ゾーンは新たに追加しており、もともと商業・業務サービスゾーンだった地区のうち、容積率が300パーセント以下の地区について区分したものです。

幹線道路沿道ゾーンは、これまで沿道商業・業務ゾーンでしたが、名称変更を行いました。

都市型産業ゾーン、住工共存ゾーンについては、これまで産業ゾーンだったものを二つのゾーンに区分しており、これについては平成16年度に工業系用途地域を都市型産業専用地区と、25メートル高度地区に指定したことと整合を図っております。

14ページをご覧ください。スポーツレクリエーションゾーンについては変更ございません。大規模公共・公益施設ゾーンは、従来は大規模土地利用ゾーンでしたが、名称を変更しております。

公園・緑地ゾーンについては変更ございません。

次に、資料17ページをご覧ください。3の都市施設整備方針では、各種都市施設の整備方針を示します。

(1)の道路・交通体系の整備方針についてですが、1)幹線道路の整備、2)生活道路の整備については、地域別まちづくり方針の構成と合わせるため、以前から構成を変えております。3)公共交通の利用環境の充実については変更ありません。

次に、資料21ページをご覧ください。(2)公園・緑地等の整備方針では、文章については大きな変更はございませんが、23ページの整備方針の図面について、緑の基本計画との整合を図り、緑の拠点を増やしてございます。

次に、資料25ページをご覧ください。(3)公益的施設の整備

方針については、大きな変更はございません。

次に、資料 29 ページをご覧ください。4 の都市環境形成方針については、防災、福祉、環境、景観の視点から方針を示します。

( 1 ) の防災のまちづくり方針から、33 ページの( 3 )環境のまちづくり方針については、大きな変更はございません。

次に、34 ページをご覧ください。( 4 )景観のまちづくり方針では、府中市が景観行政団体になり、景観計画を平成 20 年に策定いたしましたので、この計画の景観づくりの考え方である「守る」、「育てる」、「取り除く」、「きちんと考えて、つくる」ことを基本として、魅力と個性のある景観づくりのための四つの方針を定めます。

- 1 ) 大國魂神社、けやき並木周辺、旧街道沿道などの、歴史や文化を生かした景観づくり
- 2 ) 国分寺崖線、府中崖線、浅間山周辺、多摩川などの、自然を生かした景観づくり
- 3 ) 駅前や幹線道路沿線の景観づくり
- 4 ) 落ちつきのある自然環境と調和した、住宅地の景観づくり

これらの方針に従って、景観のまちづくりに努めます。

ここまでが、まちづくり方針となります。

資料 39 ページをご覧ください。

、地域別まちづくり方針について、ご説明します。

まず、目的についてですが、地域別まちづくり方針は、市民の日常生活圏におけるまちづくりの方針を示すものであり、地域ごとの具体的な都市施設の整備方針や、まちづくりの取り組み方針を示すものです。地域別まちづくり方針は、地域の現況や課題、

全体構想により導かれる地域の個別方針を、市民の身近な生活空間のまちづくり方針として明示することを目的とします。

次に、地域区分と策定方法についてですが、地域区分については、鉄道の駅勢圏、小中学校区、文化センター圏域等の市民の日常生活圏の状況や、土地利用の共通性を踏まえ、八つの地域に分けました。区分としては、40ページの地域区分図のとおりとします。

策定方法については、各地域から選出した市民による「地域別まちづくり方針検討市民検討会」での検討を行い、市民案を作成しました。この市民案を地域別まちづくり方針の原案として市で検討し、案を作成しました。

次からは、各地域の内容となります。第1地域から順に概略を説明します。

42ページをご覧ください。こちらでは、第1地域の地域の現況と課題を挙げています。

(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市北東部の武蔵野段丘に位置し、大規模な緑が豊富な地域となっています。人口の動向は、5年間で3.3パーセントと微増していますが、市平均の5.3パーセントよりは増加率が低くなっています。

この地域の課題としては、(2)から(7)までに示していますが、特徴的な点としては、調布基地跡地の土地利用、未整備の府3・4・11号などの都市計画道路沿道のまちづくりが挙げられます。

45ページをご覧ください。こちらには地域の将来像及びまちづくりの目標が示されています。この項目は、各地域の総合的な思

いがまとめられているもので、3点ございます。

(1) 大規模な公共空間を生かす歩行空間がネットワークされたまち

(2) 道路基盤や商業施設の整った駅周辺の利便性が高いまち

(3) 昔ながらのたたずまいと新しいまち並みが調和したまちを目標として掲げています。

46ページをご覧ください。ここからはまちづくり方針になります。ここでは各分野別の整備方針を掲げており、3-1の「市街地整備方針」は、【駅周辺】として多磨駅や武蔵野台駅周辺について、【調布基地跡地】について、【住宅地】などの市街地整備方針を示しています。

次に、49ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」ですが、こちらは【幹線道路の整備】として、府3・4・11号、府3・4・16号、府3・4・12号の整備について、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】などの方針を記載しています。

次に、52ページをご覧ください。3-3として「公園・緑地等の整備方針」ですが、ここでは大きく三つのテーマから構成され、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】として、浅間山公園、府中崖線、国分寺崖線などの方針について記載しています。

次に、55ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【府中崖線周辺】、【浅間山周辺】、【多磨駅をはじめとする駅周辺の商業地】、【幹線道路沿道】、【住宅地】、【調布基地跡地】の景観を記載しています。

次に、57ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】について挙げ、建物の倒壊や地震時の出火による延焼被害を抑えるため、どのようにまちを整備していくかなどの方針を記載しています。

次に、59ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第1地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第2地域の概略を説明します。62ページをご覧ください。こちらで地域の現況と課題を挙げています。

(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市南東部の多摩川低地に位置し、府中崖線や多摩川の自然が豊かな地域となっています。人口の動向は5年間で9.7パーセント増加しており、市平均の5.3パーセントを上回っています。

この地域の課題の特徴的な点としては、商店街の育成、府中崖線や農地の保全などが挙げられます。

64ページをご覧ください。こちらには地域の将来像及びまちづくりの目標が3点示されており、

(1) 子どもから高齢者まで、多世代が共存できるまち

(2) 歩いて行ける範囲で基本的な暮らしができる、安全、安心が実感できるまち

(3) 府中崖線や農地などの自然環境を生かすまち

を目標として掲げています。

65ページをご覧ください。3-1の「市街地整備方針」は、【緑



ゆたかでゆとりのある住宅地】、【駅周辺】としては商店街活性化の推進について、【幹線道路沿道】などの方針を示しています。

次に、68ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」ですが、こちらは【幹線道路の整備】、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】として、京王線の連続立体化などの方針を記載しています。

次に、71ページをご覧ください。3-3として「公園・緑地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】として、府中崖線、多摩川などの方針について記載しています。

次に、74ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【府中崖線周辺】、【多摩川沿川】、【東府中駅を初めとする駅周辺】、【幹線道路沿線】、【住宅地】の景観などの方針を記載しています。

次に、76ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】についての方針を記載しています。

次に、78ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設、住宅】について挙げています。

以上で第2地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第3地域の概略を説明します。80ページをご覧ください。

(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市北部の武蔵野段丘に位置し、比較的早くから市街化された地域となっています。人口の動向は5年間で0.8パーセント減少しています。この地

域の特徴的な点としては、府中基地跡地の土地利用、浅間山周辺のまちづくりなどが挙げられます。

83ページをご覧ください。地域の将来像及びまちづくりの目標が3点示されており、

(1) 緑ゆたかでゆとりのある住宅地を中心としたまち

(2) 多世代コミュニティがつくるまち

(3) 市民が主体でつくるまち

を目標として掲げています。

84ページをご覧ください。3-1の「市街地整備方針」は、【緑ゆたかでゆとりのある住宅地】、【幹線道路沿道】、【身近な商業の活性化】、【府中基地跡地】、【浅間山周辺】などの方針を示しています。

次に、87ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」ですが、こちらは【幹線道路の整備】として、府3・4・21号の整備について、【生活道路の整備】、【公共交通の充実】として北府中駅のバリアフリーなどの方針を記載しています。

次に、90ページをご覧ください。3-3として「公園・緑地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】として府中基地跡地内の公園について、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】などの方針について記載しています。

次に、93ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【浅間山周辺】、【東八道路や学園通り沿道】、【住宅地】、【府中基地跡地】の景観などを記載しています。

次に、94ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】

についての方針を記載しています。

次に、96ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第3地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第4地域の概略を説明します。98ページをご覧ください。こちらでは地域の現況と課題を挙げています。

(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市中心部に位置し、府中駅を中心に業務・商業施設、公共施設が集積している地域となっています。人口の動向は5年間で10パーセント増加しており、市平均より増加率が高くなっています。この地域の特徴的な点としては、けやき並木・大國魂神社周辺のまちづくりなどが挙げられます。

100ページをご覧ください。地域の将来像及びまちづくりの目標が3点示されており、

- (1) 大國魂神社、けやき並木、武蔵国府跡を核とした歴史と風格のあるまち
- (2) 中心拠点としてのにぎわいのあるまち
- (3) 災害に強いまち

を目標として掲げています。

101ページをご覧ください。3-1の「市街地整備方針」は、【府中駅周辺、けやき並木沿い】、【幹線道路沿道】、【緑ゆたかでゆとりのある住宅地】、【歴史的まち並みの保全】の方針を示します。

次に、103ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整

備方針」ですが、こちらは【幹線道路の整備】、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】などの方針を記載しています。

次に、106ページをご覧ください。3-3として「公園・緑地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】として商業地の緑化について、【水と緑のネットワーク】として、けやき並木、寺社林、府中崖線の保全などの方針について記載しています。

次に、109ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【けやき並木、大國魂神社周辺】、【府中崖線周辺】、【府中駅周辺商業地】、【旧甲州街道をはじめとする幹線道路沿道】、【三本木土地区画整理事業施行区域】などの景観の方針を記載しています。

次に、111ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】についての方針を記載しています。

次に、113ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第4地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第5地域の概略を説明します。116ページをご覧ください。

(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市北西部の武蔵野段丘に位置し、国分寺崖線の緑と大規模な公共施設が立地している地域となっています。人口の動向は5年間で2.2パーセントと微増していますが、市平均よりは増加率が低くなっています。

この地域の特徴的な点としては、国分寺崖線の保全、未整備の府3・2・2の2号などの都市計画道路沿道のまちづくりが挙げられます。

119ページをご覧ください。地域の将来像及びまちづくりの目標が3点示されており、

(1) 武蔵台公園周辺の緑を大切にし、地域で守っていくまち

(2) あらゆる世代に優しい安全、安心な住みよいまち

(3) 農の風景や農業を守り、後世に伝えるまち

を目標として掲げています。

120ページをご覧ください。3-1の「市街地整備方針」は、【緑ゆたかでゆとりのある住宅地】、【幹線道路沿道】、【商業、産業】の市街地整備方針を示しています。

次に、122ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」ですが、こちらは【幹線道路の整備】として、府3・2・2の2号、府3・4・5号の整備について、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】などの方針を記載しています。

次に、125ページをご覧ください。3-3として、「公園・緑地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】として武蔵台公園などの方針について記載しています。

次に、128ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【国分寺崖線周辺】、【幹線道路沿道】、【農地や住宅地】の景観などの方針を記載しています。

次に、129ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強

化】についての方針を記載しています。

次に、131ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第5地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第6地域の概略を説明します。134ページをご覧ください。(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市の西部の武蔵野段丘に位置し、府中崖線周辺に緑が残っている地域となっています。人口の動向は5年間で2.9パーセントと微増していますが、市平均よりは増加率が低くなっています。この地域の課題の特徴的な点としては、武蔵府中熊野神社古墳や、府中崖線周辺のまちづくりなどが挙げられます。

137ページをご覧ください。地域の将来像及びまちづくりの目標が3点示されており、

(1) 地域全体が公園のように感じられるまち

(2) 歴史を大切にし、後世に受け継いでいくまち

(3) 子どもも、高齢者も、子育て世代も、障害者も安心して便利なまち

を目標として掲げています。

138ページをご覧ください。3-1の「市街地整備方針」は、【緑ゆたかでゆとりのある住宅地】として日鉦団地の建替えなどについて、【駅周辺】として分倍河原駅、西府駅周辺などの方針を示します。

次に、140ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」ですが、【幹線道路の整備】として、府3・4・6号の整

備について、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】などの方針を記載しています。

次に、143ページをご覧ください。3-3として「公園・緑地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】として府中崖線、用水路の活用などの方針について記載しています。

次に、146ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【府中崖線周辺】、【分倍河原、西府駅周辺の商業地】、【幹線道路沿道】、【住宅地】、【熊野神社古墳などの歴史的景観の形成】などの方針を記載しています。

次に、147ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】についての方針を記載しています。

次に、149ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第6地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第7地域の概略を説明します。152ページをご覧ください。(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市南部の多摩川低地に位置し、多摩川緑地、是政緑地などの大規模な緑地や遊歩道が豊富な地域となっています。人口の動向は5年間で7.5パーセント増加しており、市平均より増加率が高くなっています。この地域の課題の特徴的な点としては、多摩川沿いのまちづくり、未整備の府3・4・3号沿道のまちづくりなどが挙げられます。

155ページをご覧ください。地域の将来像及びまちづくりの目

標が 2 点示されており、

( 1 ) 公園、緑道、農地がある緑ゆたかなまち

( 2 ) 安全に安心して暮らせるまち

を目標として掲げています。

156 ページをご覧ください。3 - 1 の「市街地整備方針」は、【緑ゆたかでゆとりのある住宅地】、【府 3・4・3 号など幹線道路沿道】、【多摩川沿川の中高層建築物】、【郷土の森公園周辺】などの市街地整備方針を示します。

次に、158 ページをご覧ください。3 - 2 の「道路・交通の整備方針」ですが、【幹線道路の整備】として、府 3・4・3 号の整備について、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】として中河原駅の利便性向上について記載しています。

次に、161 ページをご覧ください。3 - 3 として「公園・緑地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】として郷土の森公園周辺、多摩川などの方針について記載しています。

次に、164 ページをご覧ください。3 - 4 として「景観のまちづくり方針」では、【多摩川沿川】、【中河原駅周辺の商業地】、【府 3・4・3 号沿道】、【住宅地】の景観などの方針を記載しています。

次に、165 ページをご覧ください。3 - 5 として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】の方針を記載します。

次に、167 ページをご覧ください。3 - 6 の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推



進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第7地域のまちづくり方針の説明を終わります。

次に、第8地域の概略を説明します。170ページをご覧ください。(1)の地域の概要ですが、この地域は府中市南西部の多摩川低部に位置し、多摩川沿いに緑地や公共施設が立地している地域となっています。人口の動向は5年間で9.4パーセント増加しており、市平均より増加率が高くなっています。この地域の課題の特徴的な点としては、公共交通の利便性向上、住宅・工場・農地の調和したまちづくりなどが挙げられます。

173ページをご覧ください。地域の将来像及びまちづくりの目標が3点示されており、

- (1) 多摩川の自然や緑のゆたかさ、ふるさとの風景が感じられるまち
- (2) 住、工、農が調和したまち
- (3) 安全で安心して暮らせるまち

を目標として掲げています。

174ページをご覧ください。3-1の「市街地整備方針」は、【緑ゆたかでゆとりのある住宅地】、【府3・4・3号など幹線道路沿道】、【住宅、工場、農地が共存した環境】、【多摩川沿川の土地利用】などの市街地整備方針を示します。

次に、176ページをご覧ください。3-2の「道路・交通の整備方針」ですが、【幹線道路の整備】として、府3・4・3号の整備について、【生活道路の整備】、【公共交通等の充実】として路線バスやちゅうバスの利便性向上について記載しています。

次に、179ページをご覧ください。3-3として「公園・緑

地等の整備方針」ですが、【公園・緑地等の整備】、【緑のまちづくり】、【水と緑のネットワーク】として府中崖線、用水路の活用などの方針について記載しています。

次に、182ページをご覧ください。3-4として「景観のまちづくり方針」では、【府中崖線周辺】、【多摩川沿川】、【府3・4・3号沿道】、【住宅地】の景観などの方針を記載しています。

次に、184ページをご覧ください。3-5として「防災のまちづくり方針」では、【災害に強い市街地整備】、【避難所等の機能強化】の方針を記載しています。

次に、186ページをご覧ください。3-6の「福祉のまちづくり方針」では、【ユニバーサルデザインに配慮した道路・公園の推進】、【交通施設】、【公共施設、住宅】について挙げています。

以上で第8地域のまちづくり方針の説明が終わり、8地域すべての説明を終わります。

次に、「まちづくりの推進に向けて」についてご説明します。187ページをご覧ください。「まちづくりの推進に向けて」では、分野ごとの方針をどのように実現していくか、また、どのように取り組んでいくべきかを記載しております。

まず1「市民との協働によるまちづくりに向けて」では、市民と市、事業者との協働のまちづくりについて示しております。

189ページをご覧ください。2「効率的・効果的なまちづくりの推進に向けて」では、社会情勢に対応したまちづくりや、市民との協働による地域まちづくりの推進について示します。

191ページをご覧ください。(2)市民との協働による地域まちづくりの推進では、各地域で優先的に推進すべき項目を挙げてお

ります。

続いて194ページをご覧ください。3「都市計画マスタープランの見直し・評価」では、PDCAサイクルの考え方により、総合計画に位置づけられている施策や事業の評価により、評価、検討した結果をもとに、社会・経済の変化に合わせて本計画の柔軟な見直しを検討することとします。このサイクルの各段階において、市民との協働を進めていきます。

以上で内容の説明を終わります。

次に、前回の審議会後、パブリックコメントを行いましたので、その結果についてご説明します。資料の青い紙の後にございます「パブリックコメントの実施結果について」をご覧ください。平成21年11月2日から平成21年12月1日までの1カ月間、改定案を示し、市民に対し広く意見募集を行ったところ、5名の方から33件の意見提出がございました。ご意見の主な内容は、都市計画道路、農地、緑地についてや、文章の表現方法等についてのご意見が大半でした。詳細につきましては、資料のとおりです。

次に、新旧対照表についてご説明します。資料は、「パブリックコメントの実施結果について」の次にございます。資料の一番左が項目、真ん中が従来の都市計画マスタープラン、右が新たに改定する案となっています。変更を行った部分については下線を引いています。大きな変更点としては、地域別まちづくり方針の追加ですが、その他として、総合計画や各個別計画との整合を図るための変更なども行っています。変更点の詳細につきましては、先ほどの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

最後に、今後の予定ですが、本審議会で案のとおり了承された

後、本方針の策定となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 大変ボリュームのある内容で、説明も大変だったでしょう。

この内容につきまして、既に資料が私のところには2週間ぐらい前に届いておりますし、皆さんのところも恐らくその前後ぐらいに届いているのではないかと拝察しますので、ここは聞いておきたいとか、これはこうあるべきだということがありましたら、どうぞ遠慮なくご意見をお出し下さい。

はい、 委員。

【委員】 第6地域まちづくりから、1点だけ。140ページのところで道路・交通の整備方針という形の中で市道6-35号、6-36号、6-39号とありますが、6-37号と6-38号も毎年、会派の予算要望を載せており、地域の声が多いもので、その路線を加えておいていただければと思います。

以上です。

【議長】 地域の要望があるということですので、ぜひそれを盛り込んでいただきたいということですね。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんか。

はい、 委員。

【委員】 意見ではなく、感想です。パブリックコメントの意見を見ますと、いかに緑地を都市的な環境と融合していくかというのが府中市では非常に重要な課題だと思います。今のマスタープランはそこが十分表現できていないと思います。少なくとも、残

存緑地の恩恵をしっかりと書き込んで、それをいかに保全していくかというような方針が、今後必要だと思えます。生態系サービス、緑地の生態系サービスというものを都市内でいかに生かすかという視点が、ここには抜けているというのを感じます。

【議長】 そういうご意見でございます。

それでは、 委員。

【委員】 膨大な計画を、本当に事務局でおまとめになったことに敬意を表しますが、194ページのところの全体のスキームで2点ほど教えていただきたいのですが、やはりつくった後にどうフォローアップするかというのが一番大事なことになるのかと思います。この総合計画というのは、府中市総合計画だと思っておりますが、その下の事業実施計画というのは、既にそういう総合計画を具体化するための二、三年の実施計画というのがあり、それを活用していこうということなのかどうか1点。

もう一つ、最後の段落のところの、都市計画マスタープランに基づくというところで、総合計画に位置づけられている施策や事業を評価の対象にしていくという表現なのですが、この総合計画に位置づけられているというのは、このマスタープランのうちの、どのぐらいのものが評価対象になっていくのかということについての2点を、教えていただければと思います。

【議長】 以上2点につきましてのご質問です。お答えをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 総合計画に基づいた実施計画の活用を図るのかというご質問につきましては、委員のおっしゃるように、実施計画を展開する際のさまざまな動きというもの

を活用してまいります。

【委員】 既に市民等に公表されている実施計画があるという理解でいいのですね。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 はい、そうです。

それから総合計画の位置づけの中で、こういったものの施策展開を都市計画マスタープランの中で考えているかということなのですが、総合計画の基本計画部分で、実態的な施策、事業に展開されたものにつきましては、今回の都市計画マスタープランを策定する上で、庁内の各課からプロジェクトメンバーに出ていただいております。その中で精査した上で載せてございますので、総合計画でうたわれているものの中で、都市計画、まちづくりという側面で事業化されたものにつきましては都市計画マスタープランの中で、大体網羅させていただいて、施策展開していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【委員】 都市計画マスタープランのうち、総合計画で位置づけられているのは、大体どの程度の割合を占めているのでしょうかということです。都市計画マスタープランをそのまま評価するのではなくて、総合計画という計画を介在して評価していくとすると、100パーセントであれば問題ないのですが、どのぐらいが評価の対象になるのかと、素朴に疑問に感じたのでお聞きしました。

【議長】 はい、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 何施策のうち何割というのは非常に申しあげづらいのですが、都市計画マスタープランは基

本的に総合計画や個別計画を、都市計画、まちづくりの側面でプラン化したものですので、ほぼ都市計画マスタープランの中に総合計画や各部門の関連する部分は載っているので、都市計画マスタープランで事業化を図る部分の相当量が評価対象になると考えてございます。

以上です。

【議長】 かなり入っているということですね。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 はい。

【議長】 よろしいですね。

【委員】 はい。

【議長】 ほかにはございませんか。

なければ、第5号議案につきまして、議案のとおり決すること  
で異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。それでは、議案のとおり決することといたします。

最後ですが、日程第6、第6号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 それでは、ただいま議題となりました府中都市計画生産緑地地区の変更につきまして、ご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するもの、及び市街化区域内において適正に管理されている農地などについて、生産緑地地区の指定を行うものでございます。

今回は、平成20年12月から平成21年5月までに出されたものを対象としております。

なお、本件は、府中市が決定する都市計画です。

それでは、第6号議案の資料の1ページをお開きください。

第1の種類及び面積でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約109.15ヘクタールです。

第2の削除のみを行う位置及び区域ですが、削除となりますのが12件、削除する面積は、約1万7,590平方メートルでございます。

削除の理由といたしまして、公共施設等の用地、又は買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものです。

2ページをお開きください。第3の追加のみを行う位置及び区域でございますが、追加となりますのが1件、追加する面積は、約500平方メートルでございます。追加の理由といたしまして、農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地などを指定するものです。

なお、追加指定に当たりまして、農業委員会より昨年8月20日付で生産緑地として適正であるとの了承をいただいております。

3ページをお開きください。新旧対照表でございますが、削除及び追加する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものです。

下段の変更概要でございますが、1の位置の変更につきましては、新旧対照表のとおりです。



2の区域の変更につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。

3の面積の変更につきましては、地区数は477件から472件となり、5件の減となります。また、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約110.85ヘクタールから約109.15ヘクタールとなり、約1.7ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、昨年10月22日付で東京都知事の同意を得ております。

また、都市計画法第17条の規定に基づき、昨年11月30日から12月14日までの2週間、公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【高島地域まちづくり担当主任】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、パソコンを使いましてご説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

スクリーンの図面は、お手元の資料の4ページ以降の計画図と同じものを表示しております。

計画図の表示は、緑の縦じま部分が既に指定されている区域、赤の塗りつぶし部分が削除する区域、緑の塗りつぶし部分が追加する区域となりまして、図は上が北方向となっております。

まず初めに、図面右側、番号19、地区名、朝日町、警察大学の西側、朝日町通り沿いに位置し、平成21年2月19日に、農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約900平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左側、番号５８、地区名、白糸台、甲州街道の北側、あんず通り沿いに位置し、平成２１年１月２６日に農業の主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，８７０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央右下、番号７４、地区名、白糸台、甲州街道と朝日町通りの交差点の南側に位置し、平成２１年２月１９日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約１，０２０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央左上、番号７８、地区名、白糸台、甲州街道の北側、朝日町通りの西側に位置し、平成２１年１月６日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約１，５３０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央、番号１４３、地区名、小柳町、京王線の北側、九中通りの東側に位置し、地区の一部、約５００平方メートルを追加するものです。

続きまして、図面左下、番号１７６、地区名、若松町、若松小学校の東側に位置し、平成２１年１月２７日に農業の主たる従事者の死亡により買取の申出がなされたもので、地区の全部、約２，７１０平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面右上、番号５６０、地区名、若松町、若松町郵便局の西側に位置し、平成２１年４月２８日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約６１０平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号２１８、地区名、新町、東八道路といちょう

通りの交差点の北側に位置し、平成21年1月26日に農業の主たる従事者の故障により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約3,100平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面上部、番号291、地区名、矢崎町、サントリー武蔵野ビール工場の西側に位置し、公共施設等の用地として、地区の一部、約540平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面左下、番号317、地区名、南町、郷土の森博物館の西側、下河原緑道沿いに位置し、公共施設等の用地として、地区の一部、約1,210平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号458、地区名、日新町、都立府中西高校の東側に位置し、平成21年2月20日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたものと、面積の欠如により、地区の一部、約1,190平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号511、地区名、西府町、府中第十中学校の北東側に位置し、平成20年12月9日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,540平方メートルを削除するものです。

続きまして、番号544、地区名、西原町、東芝府中事業所の西側、府中所沢線沿いに位置し、平成21年2月20日に農業の主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約1,370平方メートルを削除するものです。

以上で、府中都市計画生産緑地地区の変更について、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 毎回、申しあげることと同じですが、食糧の自給率を50パーセントぐらいにしようと言いながら、農地が年々減って

います。こういう矛盾したことに、本当に苦々しい思いをしているところだと思いますが、よろしければ、委員、その辺、よろしくをお願いします。

【委員】 ありがとうございます。

今回、生産緑地の追加が500平方メートルあったわけですが、今まで都市計画マスタープランなどでも、農地を残そう、生産緑地の追加をどんどん進めていきたいと思いますと書いてあります。今回、500平方メートルなのですが、もう少し生産緑地に指定してほしいという農家はいらっしゃいます。市街化農地であって、生産緑地に切りかえてほしいと。ただ、いろいろ要綱がありまして、その要綱に適合しないため生産緑地にならないという場合が現実にはあるので、これは意見として農業委員会で出ているのですが、保全するというような観点から見直しをしてもらえないだろうか、住宅を建てる土地ではなくて、農地を残すという観点から、考え方を考えてもらえないだろうかという意見があります。それが1点。

あと、現実、今もお話のとおり、死亡のための相続税支払いに係る農地の手離しは、買取り申出ですので、これは個々の農家の資産の問題で、どうしようもなく、手離さなければいけない状態があります。これは国の相続税の税法の問題なので、各関係団体の皆さんに、どうかその辺のところを協力して変えられるような形をお願いしたい、これは要望です。

以上2点です。

【議長】 死亡すると相続税が大変ですので、どうしても土地を手離さなければいけないという現実が、もうずっと前から続いて

います。これは国に何とかしてもらわなければいけないところでして、府中市の都市計画審議会だけではどうにもなりません。日本全体の問題でしょうから。そういうことで、先ほど申しあげましたとおり、歯がゆい思いをするのですが、ただいまのこの件、第6号議案につきましては、いかがでしょうか。

はい、委員。

【委員】 生産緑地というのは、確かに都市農業の保護という部分と同時に、やはり良好な市街地形成という意味で、スプロール化、虫食い状態で劣悪な住環境が創出されるのを防ぐということがあると思いますが、このような形で廃止された土地が、そういう制度の趣旨にのっとりうまく活用されているのかどうかという評価というのは、年一度、やられているのでしょうか。その辺りを教えていただきたいと思います。

【議長】 そうですね、大事なことですね。例えば、削除をしましたが、その後、どうなっているのか、草が生えているのか、公園になったのか、住宅になったのか等々、いろいろあると思うのですが、その辺りをお願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 生産緑地の解除後の考え方、評価のご質問かと思いますが、手元に把握している範囲で、今回、議案に出ております生産緑地で、明らかに宅地化されているものは5件ございます。当然、生産緑地として残っていくのがよろしいのですが、それから土地利用の転換が行われるといった際には、もともとのその生産緑地を指定している趣旨が、公共施設としての土地利用の変更というところも意識してございますので、市としましては、極力、関係各課と調整しまして、関係各課

からの要望に基づいて、買取りを行っているというものもござい  
ます。買取り申出全てではないのですが、買取り実績として出て  
おります。そういった対応をさせていただいております。

以上です。

【議長】 この第6号議案につきまして、ご意見がないようでしたら。本案のとおり決することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長】 ありがとうございます。

それでは、日程第7、その他に移ります。事務局から、よろしく  
お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 その他といたしまして、事  
務局からは、府中都市計画事業日新町四丁目土地区画整理事業に  
ついて、生産緑地地区の変更(削除)予定について、次回の日程  
についての3点がございます。

それでは、まず1点目の、府中都市計画事業日新町四丁目土地  
区画整理事業について、担当部よりご説明いたします。

【議長】 はい、お願いします。

【古森けやき並木周辺整備担当副主幹】 それでは、地区整備推  
進本部より、府中都市計画事業日新町四丁目土地区画整理事業に  
つきまして、ご報告させていただきます。

初めに、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきますと、  
当地区は平成14年から、地元地権者によります勉強会が行われ、  
翌平成15年に東京都の補助事業として、農住基本計画策定調査  
を実施し、土地利用計画及び事業計画の検討を行っております。  
その後も勉強会を重ね、後ほど資料でご説明させていただきます

が、平成17年5月に正式に組合設立準備会が発足し、今日まで組合設立に向けた準備に取り組んできたところでございます。本年1月6日付で、認可庁となります府中市に事前協議申請書が提出されましたので、その概要につきまして、当審議会へご報告するものです。

なお、当地区は、昭和40年に都市計画決定されております西部地区土地区画整理事業区域内における組合施行の土地区画整理事業となりますので、都市計画事業として施行されることとなっております。

それでは、お手元にお配りさせていただきました資料1をご覧ください。

初めに、1の地区の概要でございますが、次ページの位置図をご覧くださいと思います。当地区につきましては、JR南武線西府駅から西へ約1.2キロメートル、また中央自動車道国立府中インターチェンジより約0.3キロメートルのところに位置し、都立府中西高等学校を取り囲むように山吹色で表示されている箇所が施行予定地区でございます。北側につきましては、国立市との市境となっておりまして、水色で表示されております国立市下新田土地区画整理事業地区に接する形となっております。

1枚目に戻りまして、2の事業計画の概要でございますが、当地区は農地がその大半を占め、現状、外周道路から開発等により無秩序な土地利用がなされている状況がございます。このような状況を解消し、公共施設の整備改善、及び良好な住宅地と農地が共生する土地利用の形成を図ることを事業目的としております。

また、当地区と同様の状況にある、先ほど位置図で説明いたし

ました、隣接する国立市下新田地区と一体的な事業として行って  
いく予定となっております。

続きまして、3の事業の概要でございますが、(1)の事業名称  
につきましては、府中都市計画事業日新町四丁目土地区画整理事  
業、(2)の施行者は、府中市日新町四丁目土地区画整理組合、(3)  
の施行地区は、日新町四丁目の一部となります。(4)の施行面積  
は4.24ヘクタール、(5)の地権者数は23名、(6)の総事  
業費は11億1,000万円、(7)の減歩率は35.1パーセン  
トとなっております、(8)の当地区に含まれている生産緑地面  
積といたしましては、2.73ヘクタールで、全体の約64パー  
セントとなっております。

それでは、3枚目の設計図をご覧ください。左下の凡例のとおり  
区画道路が茶色、公園が緑色、水路が紺色、宅地が黄色で表示し  
てあります。主要道路といたしましては、公園の北側に歩道を有  
した幅員8メートルの道路を三屋通りから東に伸びる形で設置す  
る計画となっております。一部白抜きとなっております部分につ  
きましては、国立市下新田地区の土地区画整理事業によりまして  
整備される部分となります。その他の区画道路としましては、幅  
員6メートル及び5メートルで、地区に接する道路と連続させる  
ことで道路の有効利用を図ることとしております。

公園につきましては、地区中央に配置し、同じく国立市下新田  
地区公園部分と合わせて一体的な利用ができるよう計画されてお  
ります。

水路につきましては、地権者の今後の土地利用の意向を踏まえ、  
集約して配置しております。なお、水路の統廃合につきましては、



事前に府中、西府両用水組合に説明し、了承を得ております。

以上で設計図の説明を終わります。

1 ページ目に戻りまして、4 の主なこれまでの経過ですが、先ほど説明しましたとおり、平成 17 年 5 月に組合設立準備会が発足し、翌年より現況測量、地区界測量等を実施してきております。今年度 11 月には事業計画がほぼ固まりましたので、法手続きとなります区域公告及び未登記借地権の申告受付を行い、縦覧者は 4 名、借地権の申告はありませんでした。翌月の 12 月 7 日には、準備組合全体会を開催し、事業計画及び定款の内容説明を行っております。その後、認可申請に必要な同意書の取得活動を行い、12 月 15 日までに全員の同意をいただいております。これらを受けまして、申請の準備が整いましたので、先ほど説明しましたとおり、本年 1 月 6 日付で事前協議申請が市へ出されております。

最後に、5 の今後の予定ですが、現在、国立市側の認可庁となります東京都とも協議して進めておりますが、2 月に本申請、その後、縦覧、意見書の処理期間を経て、早ければ本年 4 月下旬にも同時認可できるものと考えております。

なお、事業施行期間につきましては、約 5 年が予定されておりますので、平成 26 年度が最終年度となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 どうもありがとうございます。

では、次、2 点目をお願いします。

【高島地域まちづくり担当主任】 2 点目でございますが、今後、生産緑地地区の削除変更が予定されるものにつきまして、本日、お手元にお配りしております、右上に「資料 2」と入っております。

す「府中都市計画生産緑地地区の変更（削除）予定について」により、ご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。右下に凡例がございますが、黒丸で示してございます部分が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取の申出の手続きがあり、現在、生産緑地としての制限が解除されている地区、もしくは公共施設等の用地として削除となる地区でございます。

まず初めに、多磨町地区、東八道路の南側、多磨霊園の東側に位置した地区でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。紅葉丘地区、人見街道の南側、多磨霊園南参道の西側に位置した地区でございます。

3ページをご覧ください。白糸台地区、府中第二中学校の南側に位置した地区でございます。

4ページをご覧ください。押立町地区、3カ所ございまして、左上から、しみず大通りの南側、白糸台通りの東側に位置した地区、中央自動車道の南側に位置した地区、押立文化センターの南側に位置した地区でございます。

5ページをご覧ください。住吉町地区、2カ所ございまして、中央自動車道の南側、府中所沢線の西側に位置した地区、及び東側に位置した地区でございます。

6ページをご覧ください。四谷地区、3カ所ございまして、左上から四谷国立線の西側、狛江国立線の北側に位置した地区、及び南側に位置した地区、また、四谷国立線の東側、中央自動車道の南側に位置した地区でございます。

7ページをご覧ください。日新町地区、国立府中インターチェン

ジの南側に位置した地区でございます。

8ページをご覧ください。本宿町地区、府中所沢線の東側、東芝府中事業所の南側に位置した地区でございます。

これらの生産緑地地区につきましては、都市計画の削除変更といたしまして、平成22年度春ごろ開催予定の本審議会に付議する予定でございます。

以上です。

【議長】 それでは三つ目、お願いします。

【楠本地域まちづくり担当副主幹】 3点目ですが、次回の開催日程及び予定案件でございます。日程でございますが、5月ごろを予定しております。案件としましては、府中都市計画生産緑地地区の変更、府中都市計画公園第2・2・16号西原町公園の変更、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線の変更に伴う市の意見の3件を予定してございます。

以上でございます。

【議長】 それでは、委員さんから、何かございましたら。はい、委員。

【委員】 きょう、重要な案件を6件、話し合うということで、会長の取りまとめも本当に大変だったと思います。やはり最初のほうで審議された案件で、今までのこの議案等の手続の方法として、公務員宿舎の件もあるので、今後、委員や委員のほうから出された、今後の心配をする意見と、今後の対応という面から、附帯意見を委員もおっしゃっていらっしゃったので、それらを十分に加味して、今後、取り組んでいただきたいということを、本当に最後で申し分けないのですが、要望させていただ

きます。

【議長】 今の貴重なご意見、ありがとうございます。

【議長】 それでは、皆様方には、本当に寒いところ、慎重審議、お力添えをいただきまして、ありがとうございます。

次回は5月の予定でございますので、よろしく申し上げます。

どうもありがとうございました。

午後 12 時 00 分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員